

## 大阪府立夕陽丘高等学校・学校食堂営業及び自動販売機設置事業者募集要項

大阪府立夕陽丘高等学校(以下「学校」という。)が行う学校食堂営業及び自動販売機設置事業者(以下「営業事業者」という。)の募集に参加される方は、この募集要項をよくお読みいただき、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

### 1 使用許可物件

本公募は、学校食堂営業と自動販売機設置のセットで行います。

#### (1) 学校食堂営業

使用許可場所／所在地	使用許可面積	数量	最低使用料 (年額・税抜)	
大阪府立夕陽丘高等学校 体育館 1 階 大阪市天王寺区北山町 10-10-	厨房 93.53 m <sup>2</sup> (更衣室・w c 等を含む)	一式	393,980 円	別図

※上記の使用許可面積については全て壁芯での計算になります。

#### (2) 自動販売機設置

設置面積	台数	最低使用料 (年額・税抜)	その他 (特記事項)
0.5 m <sup>2</sup> 未満	1 台	8,700 円	
0.5 m <sup>2</sup> 以上 1.0 m <sup>2</sup> 未満		17,300 円	
1.0 m <sup>2</sup> 以上 (設置面積 1.0 m <sup>2</sup> の場合)		19,000 円	設置面積が 1.0 m <sup>2</sup> をこえる場合は、19,000 円に 0.1 m <sup>2</sup> 増すごとに 1,800 円を加算した額とする。

※ 自動販売機については、3台以上設置するものとし、設置場所及び自動販売機の種類等は、学校と協議し決定するものとします。

### 2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

#### (1) 次のアからサまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産者で復権を得ない者

キ 府の指名停止措置を受けている者又は府の指名停止要綱に該当する行為を行った者又は不利益処分(違法又は不適当な行為によるものである場合に限る。)を受けている者

ク 過去3年間に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者

- ヶ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合は、除く。
- コ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
- サ 営業の実態が確認できないなどの、いわゆるペーパーカンパニーと判断される者
- (2) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者(アからカまでのいずれかに該当する者であって、その事実があった後、3年を経過した者を含む。)であること。
- ア 大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- イ 大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて大阪府との契約を履行しなかった者、及び正当な理由がなく使用料・光熱水費等を滞納している者
- カ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。(該当についてのみ。)
- (4) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (5) 大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58条)第2条第2号及び第4号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。なお、申込者がこの規定に該当していないことを確認するため、同条例第24条第2項の規定に基づき、申込者の情報をお預かりしますので、予めご承知ください。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (7) 現在及び過去において、1年以上継続した飲食業の営業実績をもつこと。
- (8) 府税(大阪府に事業所がない場合など、府税の納入義務がない者は、本店所在の

都道府県税)に係る徴収金を完納していること。かつ、最近1事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。

### 3 公募条件等

#### (1) 応募価格

応募価格は、(2)アの使用許可の期間にかかる年額使用料(税抜)を百円単位で記入してください。

#### (2) 使用料等

##### ア 使用許可の期間

使用許可の期間は、平成30年9月1日から平成35年3月31日の4年7か月間とします。

##### イ 学校行事等

使用許可期間は前記アのとおりですが、期間中の土・日・祝祭日・学校休業日は原則として閉校しています。例外として、補講やクラブ活動、校庭開放があります。また、期間中の夏休み・冬休み・春休み等の長期休業中の平日は開校していますが、原則として生徒は登校していません。この他に遠足や修学旅行、創立記念日等で生徒が登校しない日が年に数日あります。

学期中であっても、定期試験等による試験前及び試験中は短縮授業(午前中のみ)が定期的にあります。この期間中のクラブ活動は原則禁止されています。

上記長期休業中の例外として、3年生の授業や学年の補講、クラブ活動、校庭開放の行事が短期間予定されています。また、校庭開放(土・日)は年間を通じて予定をたてて行っています。上記学校行事予定の詳細については、現地説明会において年間行事予定表を配付し説明します。

なお、食堂営業時間については、別紙「大阪府立夕陽丘高等学校・学校食堂営業及び自動販売機設置事業者募集要項に係る仕様書」3 使用条件等(1)食堂営業時間をご覧ください。

##### ウ 使用料

① 学校が設定する最低使用料以上で申し込みのあったもののうち、学校食堂営業と自動販売機設置(全台数)の合計額で使用料とします。年額使用料の額は、学校食堂営業及び自動販売機設置の各々の応募価格(税抜額)に百分の百八を乗じて得た額とし、学校食堂営業と自動販売機設置(全台数)の合計額とします。

なお、学校食堂営業の税込額と自動販売機設置の税込額に10円未満の端数があるときは、各々切り捨てて合計をします。また、年度途中で使用開始となる場合は、年額使用料を日(月)割計算し、百円未満を切り上げた額とします。

② 使用料は、大阪府公有財産規則に基づく公有財産台帳の価格改定に伴い、大阪府が算出した使用料(最低使用料)が応募価格を上回った場合は、大阪府が算出した額に改定することとします。

##### エ 使用料の納入

使用料は、年度ごとに大阪府(大阪府教育委員会教育長)の発する納入通知書により、使用開始前又は年度開始前の大阪府(大阪府教育委員会教育長)が指定する期限までに当該年度分を全額納入してください。

##### オ 使用料の還付

既納の使用料については、大阪府行政財産使用料条例の規定により還付しません。ただし、大阪府(学校)の事情により使用許可を取り消した場合は、その全部又は一部を還付することができます。

カ 使用料の減免

使用期間中、使用料は減額・免除はしません。営業収支の悪化等があった場合についても同様です。

(3) 必要経費の負担

ア 営業事業者が負担すべき経費

- (ア) 学校食堂の営業に必要な各種手続きに要する費用
- (イ) 使用前・使用中における室内の床面・壁面等の清掃を行う場合の費用
- (ウ) 営業事業者が、食器・調度品・設備機器等を持ち込んで設置する場合の設置・運用・維持補修及び撤去に要する一切の費用
- (エ) 学校食堂営業及び自動販売機の運転に必要な一切の光熱水費並びにこれらに必要な維持管理費用
- (オ) 自動販売機の設置及び移設・増設・撤去に要する工事費等の一切の費用

イ 光熱水費その他経費の負担内容

学校食堂の準備・営業等及び自動販売機の運転に必要な光熱水費及びその他維持管理に必要な経費の負担内容は、別紙「大阪府立夕陽丘高等学校・学校食堂営業及び自動販売機設置事業者募集要項に係る仕様書」に記載のとおりとします。

(4) 遵守事項及び使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守してください。

- ア 使用許可条件を遵守し、行政財産使用料及び光熱水費等の費用を期限までに確実に納付すること。
- イ 使用期間中に2(3)にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。
- ウ 学校食堂営業及び自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- エ 食材及び販売品の搬入並びに廃棄物の搬出時間及び経路については、学校の指示に従うこと。
- オ 自動販売機の移設・増設・撤去等を行う場合は、事前に学校と協議し、その指示に従うこと。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づく公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものの事務所その他これらに類するものなど、公序良俗に反する用途に使用すること、また、同法第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められる用途に使用すること。

(5) 原状回復

使用許可期間の満了又は使用許可が取り消された場合は、期間満了日又は、大阪府(学校)が指定する期間内までに営業事業者の責任において速やかに原状回復してください。

なお、原状回復に際し、営業事業者は一切の補償を大阪府(学校)に請求することができません。

## 4 応募申込手続き

### (1) 申込方法

ア 郵送する場合

※ 郵送等により申込む場合は、必ず確認がとれる書留、配達記録、宅配便などを利用するようにしてください。

#### 【申込受付期間】

**平成30年7月23日(月)～平成30年7月26日(木)《必着》**

送付先 〒543-0035

大阪市天王寺区北山町10-10

大阪府立夕陽丘高等学校事務室

イ 持参する場合

#### 【申込受付期間】

**平成30年7月23日(月)～平成30年7月26日(木)**

**午前9時00分～午後4時00分**

なお、土曜日、日曜日、祝日、学校休業日は受付を行いません。

提出先 大阪市天王寺区北山町10-10

大阪府立夕陽丘高等学校事務室

### (2) 応募申込に必要な書類(各1部)

ア 応募申込書(学校指定様式)

イ 誓約書(学校指定様式・2種類)

ウ 販売品目・食堂用(学校指定様式)

エ 販売品目・自動販売機用(学校指定様式)

オ 2(3)にかかる許認可等の免許証の写し

カ 2(7)にかかる1年以上営業した飲食店の営業許可証の写し

キ 2(8)に記載する納税証明書類として、①都道府県税事務所の発行する全税目の納税証明書(「都道府県税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のこと」の納税証明書)と②税務署の発行する消費税及び地方消費税の納税証明書(証明書の種類は「その3」(個人事業主は「その3の2」、法人は「その3の3」でも可)いずれも発行日から1か月以内のものに限る。)

ク 会社概要等(会社パンフレットなど飲食業の1年以上の営業実態が判断できるもの)

### (3) その他

応募申込は、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

## 5 現地説明会及び質問書

### (1) 現地説明会

ア 日 時 平成30年7月23日(月) 15時30分から

※ 説明会当時の午前中までに学校に申し込んでください。

申し込み方法については、電話・FAX・電子メール何れかの方法で申し込んでください。

なお、電話番号・FAX番号・電子メールアドレスは、10その他(3)募集に関する問い合わせ先に記載しています。

- イ 集合場所 大阪府立夕陽丘高等学校事務室
- (2) 質問書
- ア 受付期間 平成30年7月23日(月)～平成30年7月24日(火)  
午前9時00分～正午、午後13時30分～午後4時30分  
なお、土曜日、日曜日、祝日、学校休業日は受付を行いません。  
(質問書を持参する場合のみ)
- イ 提出方法 質問書(学校指定様式)より、ア受付期間内に「4(1)提出先」あてに持参・FAX・電子メールの何れかの方法で提出してください。  
※ FAX、メールアドレスは、10その他(3)募集に関する問い合わせ先に記載しています。
- ウ 質問に対する回答 平成30年7月25日(水)に「4(1)提出先」において、全員にFAX・電子メールの何れかの方法で回答します。

## 6 営業事業者の決定

- (1) 提出された応募書類等の審査を行い、必要な資格を満たしている者を営業事業者の選定対象とします。
- (2) 選定対象の内、公募物件に対し、学校が設定する最低使用料以上の額で、かつ学校食堂営業と自動販売機設置(全台数)の応募価格合計額(提案使用料)を得点化するとともに、その他の選択項目で審査した結果も合わせ総合的に判定し、最も高い評価(得点)で応募申込みを行った者を選定、営業事業者とします。また、審査を行うにあたり、提供を予定しているメニューの中から1, 2点抽出し、試食をさせていただく場を設置させていただくことがありますので、その際は、ご協力ください。
- (3) 最も高い評価(得点)を得た営業事業者が2者以上ある場合は、提案使用料の得点が高い営業事業者を選定します。提案使用料の得点も同じ場合は、優先順位を定めた選択項目の得点の高い方を営業事業者とします。
- なお、審査の評価方法については、別紙「食堂事業者選定採点表(例)」ご覧ください。
- (4) 最も高い評価(得点)を得た営業事業者が使用許可申請者として決定するまでの間に何らかの理由により辞退した場合は、次順位の営業事業者を選定対象とします。
- (5) 大阪府では、大阪府暴力団排除条例の施行に伴い、府有財産の処分、貸付等から暴力団を排除することとしております。したがって、同条例第24条、並びに公有財産の管理、処分に係る暴力団排除措置要綱第5条及び第6号の規定に基づき営業事業者の個人情報を収集のうえ、大阪府警察本部に提供します。なお、この個人情報を提出いただけない場合は、営業事業者としての資格を取り消します。また、大阪府警察本部より、営業事業者が大阪府暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者である旨の回答があった場合も、同様に申請者としての資格を取り消します。
- (6) 大阪府警察本部より大阪府(学校)に対し、営業事業者(法人の場合は、監査役を含む全役員)が、大阪府暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の回答があった場合は、正式に使用許可申請者として決定します。

## **7 営業事業者の決定日及び公表等**

営業事業者の決定は、平成30年8月6日(月)の予定です。営業事業者の決定後、応募者に決定金額(審査評価結果)及び決定した営業事業者名を通知するとともに、大阪府ホームページ(財産活用課・学校)に決定金額(審査評価結果)及び営業事業者の氏名(法人の場合は法人名)を掲載します。

## **8 使用許可申請の手続き**

営業事業者に決定した者は、平成30年8月9日(木)までに、下記に記載している書類を大阪府立夕陽丘高等学校に提出してください。

### **«行政財産使用許可申請提出書類»**

※ 提出部数は各1通

学校指定様式等は設置事業者決定後に学校からお渡しします。

- (1) 行政財産使用許可申請書(学校指定様式)
- (2) 設置する自動販売機のカタログ(寸法、消費電力のわかるもの)
- (3) 証明書類(発行日から1か月以内のもの)

<法人の場合>

商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、印鑑証明書及び代表者の資格証明書、委任状

<個人の場合>

印鑑登録証明書(市役所(町村役場)発行のもの)

- (4) 役員名簿(氏名<漢字/フリガナ>、生年月日、法人名、法人所在地を記載。)ただし、現実と相違する場合は速やかに変更手続きを行ってください。)
- (5) 自動販売機の管理関係証明書(学校指定様式)
- (6) 自動販売機の設置管理・商品補充等を行う者が設置事業者(応募者)と異なる場合は、当該業務に関して両者間で締結された委託契約書又は協定書等の写し
- (7) 自動販売機設置日時等連絡票(学校指定様式)<自動販売機の設置前に提出>
- (8) 自動販売機設置位置図

## **9 営業事業者の決定の取消し**

次のいずれかに該当する場合は、営業事業者としての決定を取消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- (2) 営業事業者が応募者の資格を失った場合

## **10 その他**

- (1) 許可の手続きに関する一切の費用については、営業事業者の負担とします。
- (2) 本募集要項に定めるものの外、詳細については「大阪府立夕陽丘高等学校・学校食堂営業及び自動販売機設置事業者募集要項に係る仕様書」記載のとおりとします。
- (3) 募集に関する問い合わせ先

大阪府立夕陽丘高等学校事務室 担当 森川

大阪市天王寺区北山町10-10

電話 06-6771-0665 FAX 06-6771-6267

電子メール Yuhigaoka-hs@sbox.pref.osaka.lg.jp

# 応募申込書

## <学校食堂営業及び自動販売機設置>

平成 年 月 日

大阪府立夕陽丘高等学校長様

住所（所在地）（〒 ）

氏名

法人名

代表者名

印

(事務担当者)

所属部署

氏名

電話 ー ー

ファックス ー ー

大阪府立夕陽丘高等学校・学校食堂営業及び自動販売機設置事業者募集について、募集要項及び同仕様書の各条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

記

### 1 提案使用料（合計）

応募価格（提案使用料・年額・税抜）	
学校食堂営業及び 自動販売機設置 の合計額	円 0 0

### 【内訳】

#### (1) 学校食堂営業提案使用料

使用許可場所／所在地	使用許可面積	数量	応募価格 (提案使用料・年額・税抜)			
大阪府立夕陽丘高等学 校体育館1階 大阪市天王寺区北山町 10-10	厨房 93.53 m <sup>2</sup> (更衣室・W C 含 む)	一式	0	0	円	0 0
		小計	0	0	円	0 0

(2) 自動販売機設置提案使用料

設置台数	設置場所	応募価格(提案使用料・年額・税抜)						
1	(屋内設置)						0	円 0 0
2	(屋内設置)						0	0
3	(屋内設置)						0	0
4	(屋内設置)						0	0
5	(屋内設置)						0	0
6	(屋内設置)						0	0
7	(屋内設置)						0	0
小計							0	0

ア 食堂営業と自動販売機設置のセットとします。

イ 応募価格は、大阪府立夕陽丘高等学校が設定する最低使用料以上の金額を記入してください。

ウ 応募価格は、年額(税抜額)とし、百円単位で記入してください。

なお、年額使用料は、学校食堂営業と自動販売機屋内設置の場合は応募価格(税抜額)に百分の百八を乗じて得た額、自動販売機屋外設置の場合は応募価格(税抜額)とし、学校食堂営業と自動販売機全台数の合計額とします。

エ 金額はアラビア数字で記入してください。

オ 初めの数字の頭に¥を記入してください。

カ 応募後の金額等の訂正は一切認めませんので、充分確認した上で応募してください。

## 2 添付書類

- (1) 誓約書(学校指定様式・2種類)
- (2) 販売品目・食堂用(学校指定様式)

- (3) 販売品目・自動販売機用(学校指定様式)
- (4) 法令等の規定により許認可等を要する場合は、許認可等の免許証の写し
- (5) 2(7)にかかる1年以上営業した飲食店の営業許可証の写し
- (6) 2(8)に記載する納税証明書類(2種類)
- (7) 会社概要等(会社パンフレットなど飲食業の1年以上の営業実態が判断できるもの)

### 3 その他

設置希望の自動販売機に関して特記事項があれば記載してください。

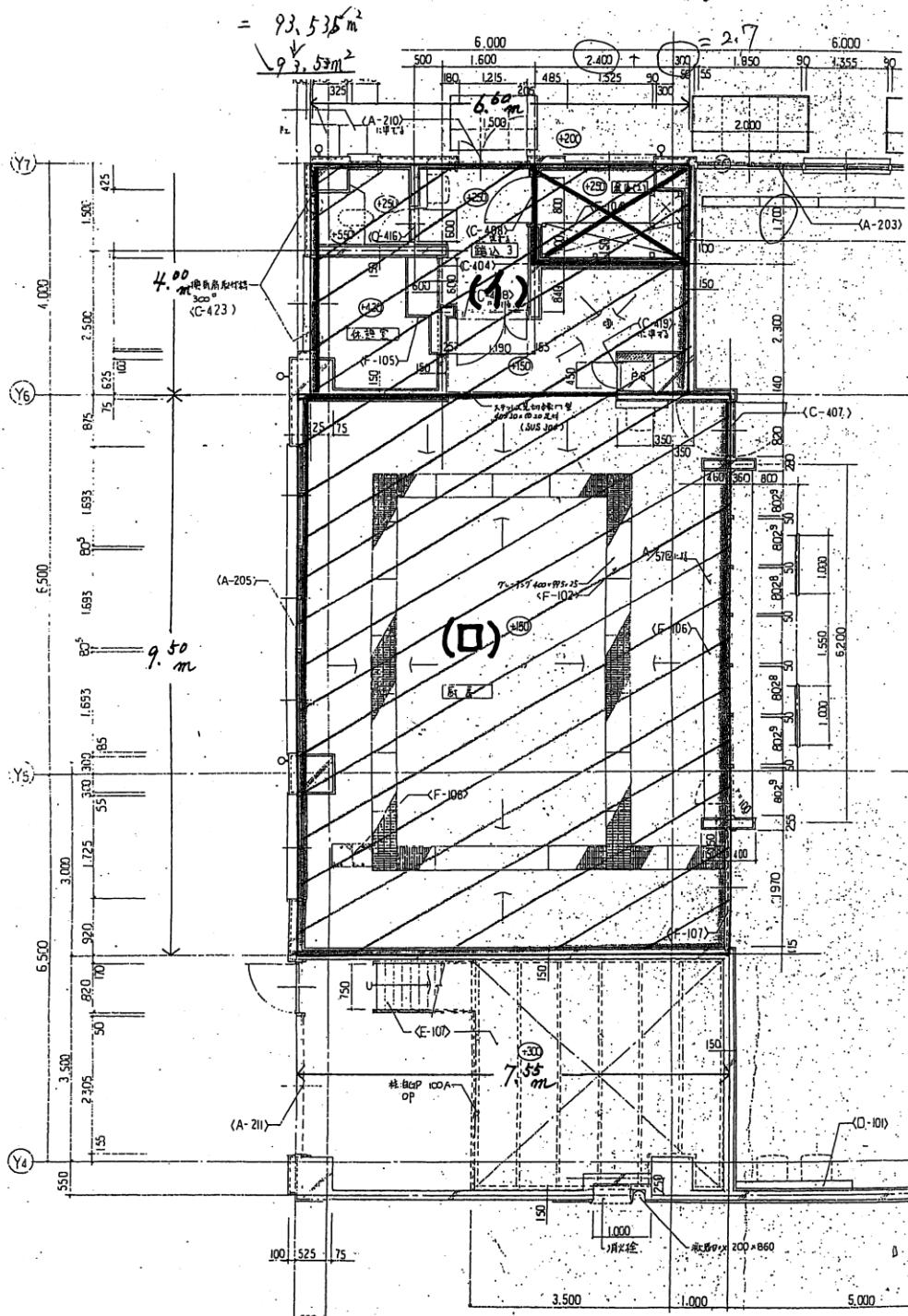


# 食堂平面図（別図）

## 使用面積

$$\begin{aligned}
 (A) 6.50 \times 4.00 &= 26.40 \text{ m}^2 \\
 (B) 7.55 \times 9.50 &= 71.725 \text{ m}^2 \\
 \text{計} & 98.125 \text{ m}^2
 \end{aligned}$$

食品庫  $1 \text{ m}^2$



## 厨房設備等無償貸与物品一覧表

品 名	規 格	数 量	単 位	備 考
ガス式食器消毒保管庫	大阪ガス 751-B	1	台	備品
水切付き2槽シンク	2100×750×800	1	台	備品
食器返却槽	1200×1000×800	1	台	備品
上処理シンク	1500×750×800	1	台	備品
残飯処理台	1000×500×800	1	台	備品
ガス温水ボイラ	大阪ガス 33-315	1	台	備品
冷凍冷蔵庫	福島工業 URD-51PMTA1	1	台	備品
ガスコンベック	大阪ガス 21-503	1	台	備品
ガスフライヤー	大阪ガス 20-081	1	台	備品
ガス固定かまど（釜付き）	大阪ガス(N)011-0241	1	台	備品
冷凍冷蔵庫	ホシザキ電機 HRF-75X	1	台	備品
ガス湯煎器	1200×650×800	1	台	備品
ガスコンロ	オザキ OZ150-75D	1	台	備品
包丁まな板殺菌庫	ホシザキ電機 HSB-4SA-H	1	台	備品
下処理シンク	1400×600×800	1	台	消耗品
ガス炊飯器	大阪ガス 11-287	2	台	消耗品
ガス炊飯器	大阪ガス 11-406	1	台	消耗品
掃除用ロッカー		1	台	消耗品
3人用更衣ロッカー		1	台	消耗品
ガススープレンジ	(株)コメットカトウ ローレンジ XY-660L	1	台	消耗品
台下キャビネット	調理台 片面引違戸 1500×600×800	1	台	消耗品
作業台	1500×600×800	4	台	消耗品
二段平棚付作業台	平棚 1500×350×800 作業台 1500×600×800	1	台	消耗品
掃除用ロッカー		1	台	消耗品
計		28		

## 誓 約 書

私は、大阪府立夕陽丘高等学校が実施する学校食堂営業及び自動販売機設置事業者の募集の申込みに当たり次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、大阪府立夕陽丘高等学校・学校食堂営業及び自動販売機設置事業者募集要項及び同仕様書について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。
- 2 大阪府立夕陽丘高等学校・学校食堂営業及び自動販売機設置事業者募集要項の「2 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。
- 3 設置事業者の決定に関して、大阪府ホームページ(財産活用課・大阪府立夕陽丘高等学校)に決定金額及び設置事業者の氏名(法人の場合は法人名)を掲載することに同意します。

平成 年 月 日

大阪府立夕陽丘高等学校長 様

住 所  
(所在地)

氏 名  
法 人 名  
代表者名

印

## 誓約書（暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書）

私は、大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、府の事務及び事業によって暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を公有財産の管理、処分から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

### 記

- 1 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報を大阪府警察本部長へ提供することに同意します。
- 4 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するもののに供し、また、これらの用に供されることを知りながら、行政財産の目的外使用許可物件の所有権を第三者に移転し又は転貸する等第三者に使用させ、並びに担保に供してはならないことに同意します。

大阪府立夕陽丘高等学校長 様

平成 年 月 日

### 申請者

住 所  
(所在地)

フリ ガナ  
氏 名

(法人名)  
(代表者名)

印

生年月日

## 役員名簿

(法人名)

(法人所在地)

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日
役員名簿は申請(決定)者のみの提出書類となります。		
応募時には必要がありません。		

(記入例)

## 役員名簿

(法人名) 株式会社 夕陽丘〇カンパニー

(法人所在地) 大阪府大阪市中央区大手前2丁目

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日
代表取締役社長	オオサカ タロウ 大阪 太郎	S 36. 1. 1
専務取締役	オオサカ ハナコ 大阪 花子	S 37. 4. 1
常務取締役	オオサカ ジロウ 大阪 二郎	S 45. 8. 31
監査役	オオサカ サブロウ 大阪 三郎	S 50. 11. 11

※法人登記に記載されている方全員について上記の要領で記載してください。

※用紙(記入欄)が不足する場合は、様式を適宜コピーしてください。

※この役員名簿は、大阪府暴力団排除条例に基づく排除対象者の有無について確認するために利用するものであり、それ以外の用途には一切利用しません。

## 販 売 品 目 一 覧 表 (食堂用)

(注) この「販売品目一覧表」は、応募者が予定している販売品目名、提供価格(税込)を記載。

### 氏名

法人名

代表者名

担当者名

## 【設置番号】

## 販 売 品 目 一 覧 表 (自動販売機用)

(注) 1 この「販売品目一覧表」は、応募者が予定している主力商品のメーカー名、販売品目名、規格(内容量)、容器の種類、標準価格(税込額)、売値(税込額)を記載すること  
2 容器の種類欄には「P E Tボトル・紙パック」のいずれかを記載すること  
3 応募者が設置を希望する自動販売機のカタログを必ず添付すること

氏 名  
法人名  
代表者名

担当者名

## 自動販売機の管理関係証明書

平成 年 月 日

大阪府立夕陽丘高等学校長様

住 所 (所在地) (〒 )

氏 名  
法 人 名  
代表者名 (印)  
(事務担当者名)  
所属部署  
氏 名  
電 話

大阪府立夕陽丘高等学校に設置する自動販売機に係る個別業務の実施企業名は、下表のとおりであることを証明します。

設置番号	設置場所
------	------

### 【個別業務の実施企業名】

業務区分	企業名／担当所属	連絡先（電話番号）
自販機の所有権者		
設置管理責任		
故障時の対応		
商品の補充		
売上代金の回収		
その他( )		
その他( )		

- ※ 個別業務の実施者(企業名)が、設置事業者(応募者)と異なる場合は、委託契約書・協定書等の書類の写しを提出してください。
- ※ 設置番号で個別業務の実施者が(企業名)が異なる場合は、個別業務の実施者ごとに提出してください。
- ※ 本書は、設置事業者の決定を受けた後に提出してください。

# 質問書

## 質問内容

## 回答内容

### 氏 名

### 法人名

代表者名

### 担当者名

### 回答先メールアドレス（又はFAX）